

基本姿勢について

(2007年9月1日現在)

市町村名	憲法25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめて下さい。
1 名古屋市	従来から、地方自治法の趣旨に則り、行財政運営を進めているところでございます。医療・介護・福祉など社会保障・福祉の施策につきましても、法の趣旨を踏まえ、持続的・安定的な制度の確立に努めているところでございます。
2 豊橋市	この項への回答なし
3 岡崎市	本市は、市民がお互いの価値観と人権を尊重し合い、自立した生活者としての自覚を持つ中、市民・企業・行政による相互の信頼関係にもとづく、協働のまちづくりを基本理念とした「総合計画」をベースに行政を展開しています。「住民の福祉の増進」については、総合計画の「安心して暮らせる人に優しいまちづくり」において保健医療・社会福祉・地域福祉、社会保障の各項目で施策の基本方針・体系・展開を示す中、基本的人権や生存権を念頭においた各種福祉施策を展開しています。
4 一宮市	医療・介護・福祉など社会保障施策の充実、新市建設計画の中の「新市の基本方針」で、保健・医療と福祉の充実「健やかでいきいきと暮らせるまちづくり」を掲げ、安心していきいきと暮らせるまちづくりをめざしています。
5 瀬戸市	憲法の趣旨を踏まえ、また「住民の福祉の増進」を図ることが法の目的であり、今後も自治体の責務を果たしていきたいと思っております。
6 半田市	憲法25条と地方自治法の主旨から、地方自治体は住民福祉の増進を図りつつ、行政運営の上では、効率性を強く要請されています。こうした規定の中で、19年度予算は、市単独で妊婦検診の助成拡大や妊婦歯科検診の無料化を新たに設けるなど、市政運営の原則である「市民福祉の向上」を図りつつ、本市の普遍的な都市像である「健康で明るく豊かなまちづくり」を達成し、市民が健康でいきいきと暮らすことができ、すべての人が安らぎと生きがいに満ちた生活を営むことができるよう、誰もが快適にまちを楽しみながら暮らすことができるまちづくりをめざしております。
7 春日井市	高齢者総合福祉計画・地域福祉計画・障がい者計画および障がい福祉計画に基づき、限られた財源の中で市民満足度の最大化を図ることができるよう、計画的に高齢者福祉及び障がい者福祉の増進に努め、憲法25条、地方自治法第1条における基本姿勢を堅持します。
8 豊川市	医療・介護・福祉などの社会保障施策を推進します。
9 津島市	この項への回答なし
10 碧南市	憲法・地方自治法の主旨を踏まえ、医療・介護・福祉をはじめとする社会保障施策を充実させることができるよう努めてまいります。
11 刈谷市	健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、住民の福祉増進に努めなければならないと考えています。住民のニーズを見極めながら、限られた予算の中で、必要な施策を推進していく考えであります。
12 豊田市	文書回答なし
13 安城市	法の主旨にそって住民福祉の増進を行政の基本としています。
14 西尾市	憲法25条・地方自治法1条を踏まえ、住民の福祉の増進のため、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実を推進しています。
15 蒲郡市	陳情については確かにお聞きしました。
16 犬山市	生存権の確保を基本として、社会保障施策の推進を図り、住民福祉の増進に努めています。
17 常滑市	住民の福祉の増進を基本に、医療・介護・福祉などの社会保障施策において、自治体として必要な事業の充実を努めてまいります。
18 江南市	社会保障施策を展開していくうえにおいては、厳しい財政状況の中、公平・公正な福祉行政を推進していくとともに、高齢者・障がい者のみなさんの福祉向上に努めてまいります。
19 小牧市	法の趣旨を尊重し第5次小牧市総合計画に基づく効率的な行財政運営に努めます。
20 稲沢市	この項への回答なし

市町村名	憲法25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめて下さい。
21 新城市	行政運営にあたっては、憲法・地方自治法を基本に据えて各種行政施策をおこなうものであり、この姿勢は将来にわたって変わるものではなく、また変わってはならないと考えています。しかしながら、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化社会への急速な進展の中で、国の行財政改革の動き、また高齢者医療・高齢者介護や障がい者福祉の大きな変革の動きがなされているところであるが、こうした改革が地域住民に十分理解され有効に活用がなされるようすすめるとともに、今後生じてくる課題等についての改善策をみいだせるよう努力し充実してまいりたい。
22 東海市	地方自治体は、憲法をはじめとする法令の規定により、各種事務事業を実施しているものであり、住民の福祉の増進のために総合的・計画的に施策をおこなうものとしています。
23 大府市	医療・介護・福祉の充実をすすめます。
24 知多市	今後とも、憲法・地方自治法の主旨にそって、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。
25 知立市	この項への回答なし
26 尾張旭市	この項への回答なし
27 高浜市	法の趣旨に添って住民福祉の増進を行政の基本とします。
28 岩倉市	社会保障にかかる施策を展開していく上において、住民のみなさんの健康で文化的な最低限の生活を営む権利は、当然基本的な柱として内包しているものであり、住民のみなさんの福祉の増進を図ることを基本とし、公平・公正な高齢者・障がい者福祉行政を推進していきます。
29 豊明市	この項への回答なし
30 日進市	「住民の福祉の増進」は、行財政運営の1つ捉え、社会保障施策の充実を図っていきます。
31 田原市	この項への回答なし
32 愛西市	憲法の基本的理念を尊重した法律・条例等の規定に基づき、社会保障施策の充実を図り遂行します。地方自治法の主旨に則り、民主的にして健全な行財政運営の執行に努めます。
33 清須市	この項への回答なし
34 北名古屋市	生活実態を適格に把握し、低所得者の経済的な自立と生活意欲の助長を図るとともに、生活保護制度、国民健康保険制度、福祉医療制度、介護保険制度等の適正な運営に努めます。
35 弥富市	この項への回答なし
36 東郷町	介護保険法、高齢者保健福祉計画にもとづき、「高齢者の健康な暮らしと利用しやすいシステム」を基本理念に「生きがいを持って生活できる環境づくり」「自立した生活ができる環境づくり」「人に優しい環境づくり」「安心して生活できる環境づくり」の重点施策を展開しています。
37 長久手町	意見として参考とさせていただきます。
38 豊山町	この項への回答なし
39 春日町	現時点においても「福祉のまち」を提唱しており、弱者を守るという行政を進め、福祉の増進にできる限り努力していきます。
40 大口町	法の趣旨にのっとり、社会福祉の充実に努めています。
41 扶桑町	地方自治の本旨にそって、住民の福祉の増進を図ることを基本にして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施します。
42 七宝町	自治体として、住民福祉を最大の基本理念にをもち、合理的・有効的な行政運営を推進する。
43 美和町	補助金がなくなると町が肩代わりをして事業を続けることは大変厳しい状況であります。極力削減をしないよう努力したい。
44 甚目寺町	平成17年度末に策定した第2次甚目寺町行政改革大綱の基本方針の1番に住民満足度の向上を掲げている。特に町単独事業で実施している小学校修了までの医療費支出事業については、町財政の状況を勘案しながら可能な限り継続していきたいと考えている。以上のような社会保障施策の充実に向けての基本姿勢を堅持していきたい。
45 大治町	この項への回答なし
46 蟹江町	この項への回答なし

	市町村名	憲法25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめて下さい。
47	飛島村	この項への回答なし
48	阿久比町	予算の範囲内において、充実に努めています。
49	東浦町	憲法・法律に沿って運営していきます。
50	南知多町	この項への回答なし
51	美浜町	法に基づいて実施。
52	武豊町	憲法の趣旨に即した地方自治を本旨とする地方行政の運営、地方自治法に規定する地方公共団体の役割である「住民の福祉の増進」を町行政の基本に据えることは、いずれも論ずるまでのないところであります。
53	一色町	住民の福祉の増進を行財政運営の基本としている。
54	吉良町	法に基づき住民の福祉の増進を図ることを基本とします。
55	幡豆町	この項への回答なし
56	幸田町	社会保障関係の改正等が頻繁におこなわれる中、施行にあたっては職員の十分な制度理解と住民に対する周知を適時におこない、該当者には、個別通知するなど利用できる施策を進めていきます。
57	三好町	文書回答なし
58	設楽町	この項への回答なし
59	東栄町	18年度から10年間の「総合計画」にもとづき「いきいきと健やかに暮らす人づくり」基本方針として、推進していく。子どもから高齢者まで住民一人ひとりがいきいきと元気に暮らせるよう、保険・福祉・医療の充実を図る。
60	豊根村	村民が健康で文化的な生活が営めるよう、社会福祉施策の充実に取り組んでまいります。
61	音羽町	文書回答依頼せず
62	小坂井町	本庁は「健やかでぬくもりのあるまちづくり」をスローガンに、少子・高齢化にむけて、すべての人が健やかに暮らし、また、高齢者や障害者に優しく、家族や地域で助け合うことができるまちづくりをめざしています。
63	御津町	文書回答依頼せず